

1 いじめ問題の発見

- 被害生徒本人からの訴え
- 職員の発見、気付き
- 連絡、通報
- 実態把握…アンケート調査（各学期）／ハートほっとウィークの活用

2 初期対応（情報集約担当者・主査：生徒指導主事）

- ①状況報告及び対応方針決定（担任→学年主任→教頭・学部主事・生徒指導主事→校長）
→いじめ防止対策委員会の指示のもとに対応する
- ②事実確認（被害生徒→周囲の関係生徒→加害生徒） ※聴取の目的を明確に
被害生徒：解決に向けた方向性の説明をしながら安心して相談できる場を設定する
加害生徒：行為の理由や気持ちを聞き取る
- ③被害/加害生徒保護者への報告 ※状況に応じて教育委員会へ報告

3 いじめ防止対策委員会（定期、臨時）

〔 校長、 教頭、 学部主事、 生徒指導主事、 相談支援部長、 人権教育主任、
学科主任代表、 寮務主任、 1・2・3学年主任、 養護教諭、 外部専門員 〕

※臨時の場合は、少人数で開催する場合もある

- 正確な情報の収集・整理と認識の共有化
- いじめの背景にある問題の分析
- 外部専門員（SC、SSW、福祉、医療）との連携を含めた対応策の検討と役割分担 など

4 臨時職員会議

- 状況報告
- 対応策についての協議
- 対応策の共通理解

5 具体的な対応

⇒被害生徒〈担任、学年主任、相談支援部、生徒指導主事〉

- ・保護者→家庭を訪問し、事実関係の説明及び今後の対応策について説明

⇒加害生徒〈担任、学年主任、生徒指導主事〉

- ・自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す
- ・保護者→家庭を訪問し、事実関係の説明及び今後の対応策の説明、被害にあった生徒及びその保護者に対する態度や行動への助言

⇒生徒全体〈生徒指導主事、人権教育担当者ほか〉

- ・人権教育を中心とした、いじめを許さない集団作り（傍観することはいじめを認めること）
- ・生徒会活動の活用（全校集会、人権集会の実施など）

⇒保護者全体〈学年主任、学部主事、教頭、校長〉

必要に応じて臨時保護者会を開いて状況を報告し、学校の取組への理解と協力を得る

担任まかせに
せず、組織で
対応！

6 報告

報告書を作成し、教育委員会へ報告

関係機関との連携

必要に応じて医療機関、福祉機関を活用

7 指導の継続

- 被害および加害生徒への定期的な個別面談
- 保護者への定期的な報告及び連携の継続
- 対応を振り返り、改善された点と問題点を整理
- 事態が改善されない場合、対応策の再検討